

広島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年五月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路 線 名   | 供 用 を 開 始 す る 区 間                              | 供用を開始する日  |
|---------|------------------------------------------------|-----------|
| 県道熊野瀬戸線 | 福山市熊野町字高下尻内二四五四番三地先から<br>福山市熊野町字高下尻内七六八八番一地先まで | 令和七年五月一五日 |